

支 部 規 約

一般社団法人新潟県臨床検査技師会佐渡支部規約

(名称)

第1条 一般社団法人新潟県臨床検査技師会定款(以下定款)第6条により、一般社団法人新潟県臨床検査技師会佐渡支部と称し、事務所を佐渡支部内に置く。

(構成)

第2条 支部の構成は、一般社団法人新潟県臨床検査技師会組織運営規程第2条別表1に定める支部内に住居並びに勤務する臨床検査技師をもって構成する。

(目的)

第3条 定款第3条による他、相互の融和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この支部は、前条の目的達成のため定款第4条による他、次の事業を行う。

1. 会員福祉の増進及び融和に関する計画

(運営)

第5条 1. 支部の運営は、会費及び寄付金等をもって当てる。
2. 会費は年額1,000円とし前納する。但し、納入した会費は返還しない。
3. 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(役員)

第6条 1. 支部に次の役員を置き、総会において選出し任期は2年とする。
2. 支部長1名、副支部長兼県理事1名、理事若干名(県理事、学術、庶務、組織、生涯教育、会計)、表彰・会誌・広報1名、会計監査1名。
3. 前項の役員並びに県役員は、別に定める選考規程により選出する。
4. 支部長、副支部長は理事より選出する。
5. 理事及び会計監査は相互に兼任することは出来ない。

(顧問、名誉会員)

第7条 1. 顧問並びに名誉会員を置くことが出来る。
2. 顧問並びに名誉会員は、学識経験者及び本会の功績者の中から推薦し理事会の承認を得て支部長が委嘱する。

(会議)

第8条 1. 会議は、総会並びに理事会とし、総会は年1回開催し、理事会は支部長が必要に応じて開催する。
2. 理事会は、支部理事、県理事、その他の役員で構成する。
3. 支部長は、必要と認めた当該の者を参加させ、開催する。

第9条 会議の決議事項は、出席者の過半数の同意により決定する。

(規約の変更)

第10条 この規約は、総会の議決を経なければ変更することはできない。

付 則

1. この規約は、平成2年3月24日より施行する。
2. 平成12年3月4日改定、同日より施行。
3. 平成19年3月17日改定、同日より施行。(会計監査定員改定、組織名改定)
4. 平成21年3月総会改定、同日より施行。(第6条2項 役員に広報を置く)
5. 平成26年4月新臨技定款変更に伴い改定。

佐渡支部役員選出規程

第1条 一般社団法人新潟県臨床検査技師会組織運営規程第4条及び支部規約第6条3項によって役員選出規程を設ける。

- 第2条
1. 佐渡支部役員選出委員会と称し、委員の定数を3名とする。
 2. 前項の委員は、支部長が委嘱する。
 3. 委員の任期は2年とする。
 4. 役員選出委員長は、委員の互選により選出する。

第3条 役員を選出方法は、役員選出委員会に委ねる。

第4条 役員を選出結果は、支部総会の承認を得る。

第5条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

慶弔見舞い規程

1986年4月21日制定

1987年4月 3日改定

1999年4月27日改定

2023年6月30日改定

結婚	会員	祝電
死亡	会員	弔電
	現籍(嫁ぎ先)の両親、 配偶者、子供	弔電